

80 m<sup>2</sup>未満の建築物の解体工事

横浜市

# 建築物の解体工事に係る指導要綱 届出の手引

令和 6 年 5 月

資源循環局事業系廃棄物対策課

## 目 次

1	建築物の解体工事に係る指導要綱の要点 .....	1
2	特定建設資材について .....	2
3	届出窓口について .....	3
	(横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課管理係 案内図)	
4	届出に必要な書類及び留意事項 .....	4
	届出書記入例 .....	7
5	解体工事施工時の留意事項 .....	11
6	標識及び届出済シールについて .....	12
7	その他関係窓口一覧表 .....	13

### <様式・要綱>

#### ●届出書様式・参考書式

- ・解体工事届出書（様式第1号）
- ・分別解体の計画等（別表1）
- ・委任状（参考書式）
- ・解体工事工程表（参考書式）
- ・解体工事【変更】届出書（様式第2号）
- ・分別解体の計画等（別表2 変更届出書用）
- ・取止届

#### ●建築物の解体工事に係る指導要綱

## 1 建築物の解体工事に係る指導要綱の要点

横浜市では、建築物の解体工事に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進し、石綿の適正な撤去及び処理を図るため、「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定めました。(平成17年11月24日施行、令和3年4月1日最近改正施行)

建設リサイクル法対象外の延べ床面積80㎡未満の建築物の解体工事について届出を義務づけています。

### 対象工事の規模（要綱第3条）

・当該解体工事に係る部分に特定建設資材を用いた建築物で、解体工事に係る床面積の合計が**80㎡未満**の場合が対象です。特定建設資材を使用していない建築物（既製品の据え置き型スチール物置等）の場合は対象外です。

### 分別解体の実施（要綱第3条の2）

・受注者又は自主施工者は建設リサイクル法に定める施工方法に基づき、分別解体に努めてください。

### 対象工事の届出及びその内容（要綱第4条）

・対象工事の発注者又は自主施工者は、**工事着手7日前までに、横浜市長あて**に工事の概要、分別解体の計画や、石綿の有無並びに使用箇所等について規定の様式に基づき届出を行ってください。

### 石綿廃棄物の処理（要綱第8条）

・対象工事から発生する廃石綿等及び石綿含有廃棄物は石綿関連法令、技術指針等により、適正に処理をしてください。

### 再資源化の実施（要綱第9条）

・対象工事受注者は、特定建設資材廃棄物について再資源化に努めてください。

### その他（参考）

- ・床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事を行う場合は、建設リサイクル法第10条に基づく届出が必要です。（「横浜市建設リサイクル法の取扱い」参照）
- ・建設リサイクル法（第21条～37条）により、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業）又は解体工事業の登録（工事を行う地区の都道府県知事の登録）がなければ解体工事を行うことはできません。

## 2 特定建設資材について

### 【特定建設資材の具体例】

資材名	規格	特定建設資材に ○:該当 ×:非該当 該当する場合はその法令上の種類	
プレキャスト鉄筋コンクリート製品(PC版等)	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板、U字溝等の二次製品		○	コンクリート 又は コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
レジンコンクリート		×	
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
軽量気泡コンクリートパネル(ALCパネル)	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し成形板)	JIS A 5422	×	
普通れんが、化粧れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート板)	JIS A 5430	×	
粘土瓦		×	
焼成タイル		×	
セメント処理混合物、粒度調整砕石、 再生粒度、調整砕石、クラツシャラン、 再生クラツシャラン		×	
アスファルト混合物、 再生加熱アスファルト混合物、 改質再生アスファルト混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト処理混合物、 再生加熱アスファルト処理混合物		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
木製コンクリート型枠(リース材含む)		○	木材
木製の梱包材		×	※梱包材は建設資材でない。
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材(構造用集成材)	JAS	○	木材
繊維板(インシュレーションボード、MDF、ハードボード)	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		×	

「国土交通省 建設リサイクル法質疑応答集(案) 令和4年1月更新 Q1及び15」を参考に作成

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d030project/d0303/page\\_030308faq.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d030project/d0303/page_030308faq.htm)

### 3 届出窓口について

#### 【受付窓口】

郵便番号 231-0005 横浜市中区本町6-50-10(市庁舎 23階 南側フロア)

横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係 TEL:045-671-3446 FAX:045-663-0125



#### 【入館方法】

市庁舎3階の受付で入館証を取得していただき、Bエレベータで23階に上がりましたら南側緑色の案内表示に従い、自動ドアを入り受付窓口へお越しください。

#### 【受付時間】

平日 月曜日～金曜日（祝日・休日・12月29日～1月3日は受付を行っておりません。）

8:45～12:00、13:00～17:15

※12:00～13:00は受付を行っておりません。ご了承ください。

※閉庁時間になると自動ドアが施錠され入室できなくなるため時間に余裕をもってお越しください。

#### 【ご注意】

区役所や建築局での受付は行っておりません。

#### 【受付窓口ホームページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/01ken-re.html>

#### 【様式のダウンロードページ】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/ken-red.html>

#### 【郵送等で提出する場合】(※電子メールでの受付は行っておりません。)

【宛先】上記の受付窓口 宛

【郵送等による提出の際のご注意】

- (1) 工事着手の**7日前までに当課に必着**となります。郵送等をご利用の際は余裕をもってご提出ください。
- (2) 正本(1部)及び副本(1部)の計2部と、**必要な料金の切手を貼った返信用封筒**を同封してください。
- (3) 到達履歴が残らない発送方法を利用される場合、届出書等が到達しなかったことについての責任は当課で負いかねます。発送状況等履歴が確認できる発送方法の利用を推奨します。
- (4) 受付印を押した副本と届出済シールを合わせて返送いたします。届出済シールは工事現場の標識に貼り付けてください。
- (5) 届出内容に不備等があった場合に担当窓口から問い合わせることがあります。必ずつながり易い問い合わせ先(会社名、担当者名、電話番号等)を記載してください。
- (6) **送付前には記載漏れ、図書の添付漏れがないか再度ご確認ください。**

【QRコード】



【QRコード】

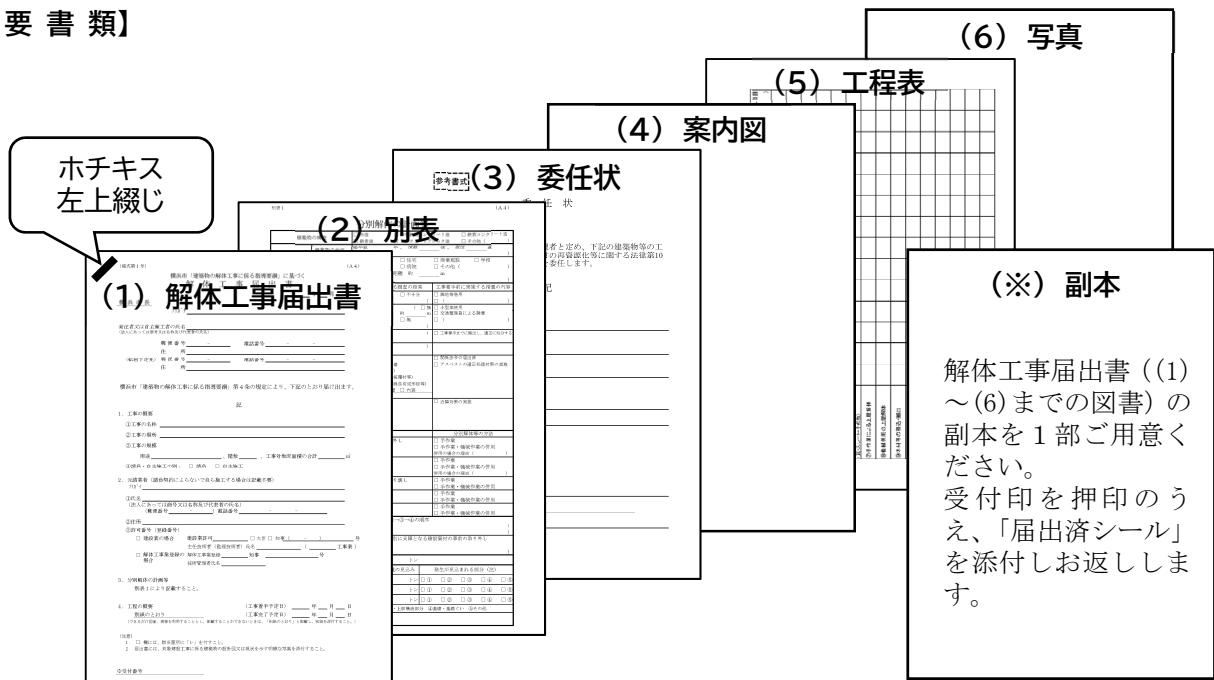


## 4 届出に必要な書類及び留意事項

横浜市内の建築物の解体工事の内、解体工事に係る部分の延べ床面積が80㎡未満の工事を行う発注者又は自主施工者は、その**工事着手の7日前までに横浜市長あてに届出**をお願いします。

以下の必要書類一式を1部としてまとめ、合計2部（正1部、副1部）作成してください。

### 【必要書類】



- (1) 解体工事届出書(様式第1号)
- (2) 別表1(分別解体の計画等)
- (3) 委任状 (※発注者又は自主施工者ご本人が提出する場合は添付不要)
- (4) 案内図(縮尺目安 1/1500)

工事現場の場所(解体工事については対象の建築物等の位置)がわかる地図等を添付してください。

### (5) 工程表

P. 18 に参考書式「解体工事工程表」を掲載しています。

### (6) 写真

解体対象の建築物全体がわかる写真(1～2枚程度)

※ 延べ床面積が80㎡以上の建築物の解体工事を施工する場合は、**建設リサイクル法による届出が必要**ですのでご注意ください。

## 届出書提出時の留意事項

### ●届出書様式類の入手先

建設リサイクル担当の窓口の他、ホームページ（P3 参照）からダウンロードできます。本冊子の様式もご利用ください。

### ●届出日と着手日の考え方

5/14 (月)	5/15 (火)	5/16 (水)	5/17 (木)	5/18 (金)	5/19 (土)	5/20 (日)	5/21 (月)
7 日前	6 日前	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	当 日
届出日	—	—	—	—	—	—	着手日

※現場で工事を開始する日（養生シート、仮囲い設置等）を着手日とみます。

### ●変更届出について（要綱第4条の2）

対象建設工事の着手前に届出事項に変更が生じた場合（工事着手日の変更等）、その工事着手7日前までに変更届出（様式第2号、別表2）を行ってください。なお、元請業者の変更等、工事の前提条件が変わった場合は、改めて届出を行ってください。

### ●対象建築物等に関する石綿含有建材の有無について

石綿含有建材の有無を現場調査、試料分析や図面等から事前に確認してください。調査結果については、別表1「分別解体の計画等」の該当箇所にチェックをしてください。

### ●建設工事の種類による対象建設工事の扱い

建設工事の種類	面積の算出方法	届出の要否		備考
		80㎡以上： 建設リサイクル 法	80㎡未満： 横浜市指導要綱	
建築物の全部 又は一部解体	解体する部分の床 面積の合計	○	○	同一の敷地内で複数の建築物 を解体する場合は、その合計の 床面積で判断
床の取り壊し	取り壊す部分の床 面積の合計	○	○	エレベーターの設置工事等で 床を解体する場合など
火災建築物の 解体	火災から免れた部 分の床面積	○	○	全焼して床面積が無い場合は 対象外
物置の解体	解体する部分の床 面積	○	○※	※ただし、簡易な物置（既製品 のスチール物置等特定建設資 材を使用していないもので据 え置き型）の場合は対象外
屋根の構造材 を含む改修	直下の階の床面積	○	○	野地板など屋根の構造材を交 換する場合は、解体工事となる ため
屋根ふき材のみ の改修	請負金額1億円以 上の場合	○	×	修繕模様替工事に該当するた め、請負金額1億円以上かつ特 定建設資材を使用する工事で ある場合に、建設リサイクル法 の対象工事となる
リフォーム工事 （内外装の撤 去、模様替え等）	請負金額1億円以 上の場合	○	×	

**【参考】 廃石綿等に該当する石綿建材の具体例**

区分	石綿建材の具体例	製造期間	密度(g/cm <sup>3</sup> )
石綿含有吹付け材	吹付け石綿	—	—
	石綿含有吹付けロックウール (乾式・湿式)	—	—
	石綿含有ひる石吹付け材	—	—
	石綿含有パーライト吹付け材	—	—
石綿含有保温材	石綿保温材	1960～1978	0.3以下
	石綿含有けいそう土保温材	～1974	0.5以下
	石綿含有パーライト保温材	1965～1974	0.2以下
	石綿含有ひる石保温材	～1987	—
	石綿含有けい酸カルシウム保温材	1940～1983	0.22以下
	石綿含有水練り保温材	～1988	—
石綿含有断熱材	屋根用折版裏石綿断熱材	1958～1983	0.5以下
	煙突石綿断熱材	1964～1991	
石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板	～1983	
	石綿含有けい酸カルシウム版第2種	～2004	

注) 製造期間において、石綿を現場にて混合調整して使用する建材は“—”と表記する。

出典：「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）表1-1より

**【参考】 主な石綿含有成形板の製造期間、使用箇所等**

製品の種類	製造期間 (西暦)	主な使用箇所	代替製品の 使用開始年
石綿含有スレート（波板・ボード）	1931～2004 <sup>※</sup>	屋根、外壁、内壁	1988～
石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961～2004 <sup>※</sup>	屋根	—
石綿含有サイディング	1960～2004 <sup>※</sup>	外壁	1973～
石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960～2004	内壁、天井	1984～
石綿含有パルプセメント板	1958～2004 <sup>※</sup>	内壁、天井	1987～
石綿含有スラグ石膏板	1978～2003 <sup>※</sup>	内壁、天井	1993～
石綿含有耐火被覆板 (けい酸カルシウム板第2種も含む)	1963～1990	鉄骨	1973～
石綿含有押出成形セメント板	1970～2004 <sup>※</sup>	外壁、内壁、天井、床	1992～
石綿含有ビニル床タイル	1952～1987	床	—

※ 各建材メーカーによって製造期間は異なっているが、参考までに建材業界全体としての最長製造期間を示す。

出典：「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局）表2-2より



横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく

# 解体工事届出書

令和3年4月1日

横浜市 市長

フリガナ ヨコハマ タロウ

発注者又は自主施工者の氏名 横浜 太郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 231 - 0005 電話番号 045 - 671 - ××××

住所 横浜市中区本町6丁目50-10

(転居予定先) 郵便番号 - 電話番号 -

住所 (未定)

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1. 工事の概要

①工事の名称 横浜太郎邸解体工事

②工事の場所 横浜市中区本町6丁目50-10

③工事の規模

用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 75 m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別：  請負  自主施工

### 2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ ヨコハマジロウケンセツ ヨコハマジロウ

①氏名 株式会社 横浜次郎建設 代表取締役 横浜 次郎

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 231 - 0017) 電話番号 045 - 671 - 〇〇〇〇

②住所 横浜市中区港町1-1

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 神奈川県  大臣  知事（特 - 3）△△△△ 号

主任技術者（監理技術者）氏名 横浜 花子（解体 工事業）

解体工事業登録の場合 解体工事業登録                      知事                      号

技術管理者氏名                     

### 3. 分別解体の計画等

別表1により記載すること。

### 4. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和3年4月15日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和3年4月30日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号

記入例

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に  
解体工事届出書

提出日を記入してください。※作成日ではありません。「元号」、「西暦」どちらでも可。

令和3年4月1日

横浜市長

フリガナ ヨコハマ タロウ

個人の氏名については、ひらがな、カタカナ又は漢字で記入してください。

発注者又は自主施工者の氏名 横浜 太郎  
(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

転居予定先は一時的なものも含まれます。未定の場合は「未定」。転居予定がない場合は空欄にしてください。

郵便番号 231 - 0005 電話番号 045

住所 横浜市中区本町6丁目50-10

(転居予定先) 郵便番号 - 電話番号 -

住所 (未定)

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の規定により、

工事の場所については住居表示又は地番で記入してください。地番で記入する場合は代表地番を記入してください。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 横浜太郎邸解体工事

②工事の場所 横浜市中区本町6丁目50-10

③工事の規模

用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積の合計 75 m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別:  請負  自主施工

複数棟ある場合は、すべての用途、最大階数、延床面積の合計を記入してください

2. 元請業者(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ ヨコハマジロウケンセツ ヨコハマジロウ

①氏名 株式会社 横浜次郎建設 代表取締役 横浜 次郎

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 231 - 0017) 電話番号 045 671 - 0000

②住所 横浜市中区港町1-1

③許可番号(登録番号)

建設業の場合 建設業許可 神奈川県  大臣  知事(特 - 3) △△△△ 号

主任技術者(監理技術者)氏名 横浜 花子 (解体 工事業)

解体工事業登録の場合 解体工事業登録 知事

技術管理者氏名

現場事務所が設置される場合は、その住所の併記をお願いします。

建設業法に基づく建設業許可の番号等を記入してください。

建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録番号等を記入してください。

※建設業法に基づく「解体工事業」の許可ではありません。

3. 分別解体の計画等

別表1により記載すること。

4. 工程の概要

(工事着手予定日) 令和3年4月15日

別紙のとおり

(工事完了予定日) 令和3年4月30日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

工事着手予定日は届出日から7日経過以降の日付であること。

※受付番号

## 分別解体の計画等 記入例

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>35</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟、屋根 <u>スレート</u> 葺 その他 (                      )		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他 (                      ) 敷地境界との最短距離 約 <u>0.5</u> m その他 ( <u>住宅密集地</u> )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他 (                      )	<input checked="" type="checkbox"/> 隣地等借用 <input checked="" type="checkbox"/> ( <u>道路使用許可済</u> )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有 (                      ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>3</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ( <u>大型車通行不可</u> )	<input checked="" type="checkbox"/> 小型車使用 <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による誘導 <input type="checkbox"/> (                      )	
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ( <u>エアコン等</u> ) <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 工事着手までに搬出し、適正に処分する	
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有 (                      ) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着 ( <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 関係法令の届出済 <input checked="" type="checkbox"/> アスベストの適正処理対策の実施	
	その他(近隣対策等)		<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (                      )	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 (                      )	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
⑤その他( <u>塀の撤去</u> )	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <u>上の工程における⑤→①→②→③→④→⑤の順序</u> ) その他の場合の理由 ( <u>塀を一部先行して解体</u> )			
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	<input type="checkbox"/> ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由 (                      )			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40 トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊 <input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	トン 10 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

分別解体

その他の場合は( )内にその構造を記入してください。

複数棟ある場合は各々について記入してください。

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造
		<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造	<input type="checkbox"/> その他( )
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <u>35</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟、屋根 <u>スレート</u>		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 <u>0.5</u> m その他( <u>住宅密集地</u> )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 隣地等借用 <input checked="" type="checkbox"/> ( <u>道路使用許可</u> )	
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>3</u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( <u>大型車通行不可</u> )	<input checked="" type="checkbox"/> 小型車使用 <input checked="" type="checkbox"/> 交通整理員による管理 <input type="checkbox"/> ( )	
	残存物品	建築物に関する調査の結果 工事着手前に実施する措置		
	特定建設資材への付着物	手前までに搬出済み		
他法令関係	石綿	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着( <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(耐火被覆材等) <input checked="" type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有成形板等) <input checked="" type="checkbox"/> 屋根 <input checked="" type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 内装 <input type="checkbox"/> 無		
	その他(近隣対策等)	<input checked="" type="checkbox"/> 近隣対策の実施		

周辺環境、その他施工に注意が必要な事項等を記入してください。

作業場所・搬出経路について、作業場所が不十分である等のときはその措置内容を記入してください。

残存物品は、工事着手前までに適正に処分してください。

石綿含有建材が「有」の場合は、該当する箇所にもチェックを入れてください。また、その措置内容についても該当するものにチェックをしてください。

近隣へお知らせ等を行う場合はここをチェックしてください。

工程	作業内容	分別解体等の方法
①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
⑤その他( <u>塀の撤去</u> )	その他の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

工程①、②は原則手作業です。機械併用を選択する場合はその理由を記入してください。※工期短縮等は理由として認められません。理由例：トタンの踏抜きの危険性あり等

工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( <u>上の工程における⑤→①→②→③→④→⑤の順序</u> ) その他の場合の理由 ( <u>塀を一部先行して解体</u> )
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由( )

その他の場合は、その工程順序及び理由を記入してください。

特定建設資材以外も含めた重量を整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

建築物に用いられた建設資材の重量の見込み		40 トン	
廃棄物発生見込量	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分
	リート塊	25 トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤
	・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	生木材	10 トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
(注) ①建築設備・内装材 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			

発生が見込まれる部分にチェックして、量の見込みを整数で記入してください。(小数点以下四捨五入)

「不可」の場合はその理由を記載してください。

## 5 解体工事施工時の留意事項

工事受注者は次の事項に十分注意して施工してください。

- ◇工事現場には必ず標識（解体工事業者登録票又は建設業の許可票）を掲示し、届出済シールを貼り付けしてください。標識は受注者すべて（元請業者、下請業者ともに）について掲示が必要です。  
（P12 「6 標識及び届出済シールについて」参照）
- ◇近隣に工事内容、工事期間、工事時間等をよく説明した上で施工してください。
- ◇養生シート・仮囲い・敷鉄板等の設置、散水等により、適切に防塵対策を行ってください。
- ◇特に搬出入経路の道幅が狭い場合や通学路等に指定されている場合などは、交通整理員を適切な位置に配置したり、車両通行時間を配慮するなどの安全対策を講じてください。
- ◇残存物品（家電製品、タンス等）の処理責任は、その所有者にあります。所有者である工事発注者が処理したことを確認した後、施工してください。
- ◇石綿使用建材がある場合は、粉じん公害等が発生しないよう十分な注意を払い、施工してください。

### 【石綿の処理等に関する参考資料について】

#### 【資料1】

環境省ホームページ「石綿（アスベスト）問題への取組」

環境省ホームページ：<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

【QRコード】



#### 【資料2】

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

【厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課】

環境省ホームページ：[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

【QRコード】



#### 【資料3】

石綿含有廃棄物等処理マニュアル【環境省環境再生・資源循環局】

環境省ホームページ：<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

【QRコード】



◇冷媒としてフロン類が充てんされている業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を廃棄する場合には、フロン排出抑制法に基づき適正に処理してください。

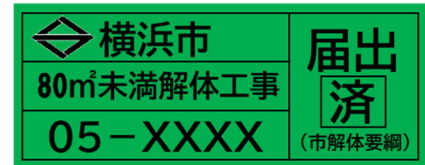
◇その他、関係法令を遵守しながら工事を行ってください。

## 6 標識及び届出済シールについて


### 【建設業法等に基づく標識の設置及び届出済シールの貼付について】

工事現場には建設業法又は建設リサイクル法に基づく標識の掲示が必要です。標識の掲示がないことにより無届工事でないか等の問合せを受けることが多くなっていますのでご注意ください。  
また、標識右下隅等への届出済シールの貼付をお願いします。

### 【横浜市の届出済シール】



### 【建設リサイクル法に基づく標識】（※元請業者、下請業者に関わらず掲示）

解 体 工 事 業 者 登 録 票		25 cm 以 上
商号、名称又は氏名		
法人である場合の 代表者の氏名		
登 録 番 号		
登 録 年 月 日	年      月      日	
技術管理者の氏名		
← 35cm 以上 →		

### 【建設業法に基づく標識】（※元請業者のものを掲示）

建 設 業 の 許 可 票		25 cm 以 上
商 号 又 は 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
主任技術者の氏名	専 任 の 有 無	
資 格 名	資 格 者 証 交 付 番 号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許 可 を 受 け た 建 設 業		
許 可 番 号	国土交通大臣 知事 許可 ( ) 第      号	
許 可 年 月 日		
← 35cm 以上 →		

### 【補足】届出済シールの再発行について

届出済シールを紛失等してしまった場合で再発行を希望される場合は、事前にその旨ご連絡ください。届出済シールの再発行にはお時間をいただきますので、受取時間等の調整をいたします。

## 7 その他関係窓口一覧表

	項目	担当窓口	住所・電話番号
石綿(アスベスト)関係	<b>廃棄物処理法関係</b> ・市規則に基づく特別管理産業廃棄物(吹付け石綿等)、石綿含有成形板(計1,000㎡以上)を排出する場合の届出	横浜市資源循環局 事業系廃棄物対策課 管理係	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 23 階 045-671-4090
	<b>大気汚染防止法関係</b> ・吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材を含む解体工事時の届出 ・石綿事前調査結果報告システムでの報告	横浜市みどり環境局 大気・音環境課 大気担当	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 27 階 045-671-3843
	<b>労働安全衛生法関係</b> ・労働安全衛生法、石綿障害予防規則に基づく建築物解体時の届出等	横浜南労働基準監督署 (中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階 045-211-7375
		鶴見労働基準監督署 (鶴見区：扇島を除く)	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18 045-501-4968
		川崎南労働基準監督署 (鶴見区扇島)	川崎市川崎区宮前町 8-2 044-244-1271
		横浜北労働基準監督署 (西区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区)	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4 階 045-474-1252
横浜西労働基準監督署 (戸塚区、栄区、泉区、旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区)	横浜市保土ヶ谷区岩井 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4 階 045-332-9311		
<b>騒音規制法・振動規制法関係</b> ・特定建設作業の届出	横浜市みどり環境局 大気・音環境課 騒音担当	横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 27 階 045-671-2485	
<b>建設業の許可 解体工事業の登録</b>	神奈川県県土整備局 建設業課 建設業審査担当	神奈川県鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター 045-313-0722	
<b>建設系廃棄物マニフェストの入手先</b>	一般社団法人 神奈川県建設業協会	横浜市中区太田町 2-22 045-201-8451	

## < 様式 ・ 要綱 >

### ●届出書様式・参考書式

- 解体工事届出書（様式第1号）
- 分別解体の計画等（別表1）
- 委任状（参考書式）
- 解体工事工程表（参考書式）
- 解体工事【変更】届出書（様式第2号）
- 分別解体の計画等（別表2 変更届出書用）

### ●建築物の解体工事に係る指導要綱



横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく

# 解体工事届出書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

横浜市 市長

フリガナ \_\_\_\_\_

発注者又は自主施工者の氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(転居予定先) 郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

### 1. 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の規模

用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別：  請負  自主施工

### 2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ \_\_\_\_\_

①氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 号

主任技術者（監理技術者）氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 工事業 )

解体工事業登録の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号

技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

### 3. 分別解体の計画等

別表1により記載すること。

### 4. 工程の概要

(工事着手予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

別紙のとおり \_\_\_\_\_

(工事完了予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_



参考書式

## 委任状

私は、都合により次の者を代理者と定め、下記の建築物の工事について、「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条（第4条の2）に基づく届出その他の手続きを委任します。

### 記

【代理者名】

---

【代理者住所】

---

【電話番号】

— —

---

【工事の名称】

---

【工事の場所】

年 月 日

【委任者住所】

---

フリガナ

---

【委任者氏名】

解体工事工程表

着手日 年 月 日

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	12日目	13日目	14日目
	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )	( ) ( ) ( )
①養生シート等の設置														
②重機の搬入														
③障害物の除却														
④建具、畳等の撤去														
⑤石膏ボード等内装材の手壊し														
⑥手作業による屋根材取り外し (瓦・スレート・その他)														
⑦手作業による上屋解体														
⑧機械併用の上屋解体														
⑨木材等の積込・搬出														
⑩混廃の積込														
⑪基礎・土間の解体														
⑫その他の取り壊し														
⑬コンクリート塊の積込・搬出														
⑭養生シート等の撤去														
⑮整地・完了														

変更  
箇所

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく  
解体工事【変更】届出書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

横浜市長 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

発注者又は自主施工者の氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(転居予定先) 郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の2の規定により、  
下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の規模

用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別： 請負  自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ \_\_\_\_\_

①氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 号

主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 工事業)

解体工事業登録の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号

技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 分別解体の計画等

別表2により記載すること。

4. 工程の概要 (工事着手予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

別紙のとおり (工事完了予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。



## 建築物の解体工事に係る指導要綱

制 定 平成 17 年 11 月 24 日

最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、建築物の解体工事に伴い発生する特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進し、石綿等の適正な撤去及び処理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において用語の定義は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建築物とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項で規定するものをいう。
- (2) 廃棄物とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 石綿等とは建築物に用いられる材料であって、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 23 号に規定する石綿等をいう。
- (4) 石綿廃棄物とは、石綿等が廃棄物となったもので、次に掲げるものをいう。
  - ア 廃石綿等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 2 条の 4 第 1 項第 5 号トに規定するものをいう。
  - イ 石綿含有一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃掃法規則」という。）第 1 条の 3 の 3 に規定するものをいう。
  - ウ 石綿含有産業廃棄物 廃掃法規則第 7 条の 2 の 3 に規定するものをいう。
- (5) 分別解体とは、建築物の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）であって当該建築物に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工することをいう。
- (6) 再資源化とは、次に掲げる行為であって、分別解体に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。
  - ア 分別解体に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
  - イ 分別解体に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為
- (7) 石綿関連法令とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 廃掃法
  - イ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
  - ウ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

- エ 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月 25 日条例第 58 号）
- オ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月 25 日条例第 44 号）

（対象工事の規模）

第 3 条 解体工事に係る部分に特定建設資材を用いた建築物で、当該部分の床面積の合計が 80 平方メートル未満の解体工事（以下「対象工事」という。）を対象とする。

（分別解体の実施及び施工方法に関する基準）

第 3 条の 2 対象工事の受注者（当該対象工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請負人を含む。以下「対象工事受注者」という。）又は請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体に努めなければならない。なおそのための施工方法については建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条に定める基準を準用するものとする。この場合において、「分別解体等」とあるのは「分別解体」と読み替えるものとする。

（対象工事の届出）

第 4 条 対象工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の 7 日前までに次に掲げる事項を横浜市長に届け出なければならない。

- （1）発注者又は自主施工者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - （2）工事の名称及び場所
  - （3）工事の規模
  - （4）請負契約によるか自ら施工するかの別
  - （5）対象工事の元請業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - （6）対象工事の元請業者が建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者である場合は、当該許可をした行政庁の名称、許可番号、業種の別及び同法第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者の氏名
  - （7）対象工事の元請業者が建設リサイクル法第 21 条第 1 項の登録を受けた者である場合は、当該登録をした行政庁の名称、登録番号及び同法第 31 条に規定する技術管理者の氏名
  - （8）工事着手の時期及び工程の概要
  - （9）解体する建築物の構造
  - （10）分別解体の計画
  - （11）解体する建築物に用いられた建設資材の量の見込み
- 2 前項による届出は、別記様式第 1 号による届出書を提出して行うものとする。
  - 3 前項の届出書には次に掲げる書類を添付しなければならない。



- (1) 工事場所が分かる案内図
- (2) 解体する建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真

(変更の届出)

第4条の2 前条の規定による届出をした者は、同条第1項(第2号及び第9号を除く。)に規定する事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の7日前までに横浜市長に届け出なければならない。

2 前項による届出は、別記様式第2号による届出書を提出して行うものとする。

3 第1項による届出を行うとき、前条第2項の届出書に添付した書類に変更がある場合は、前項の届出書に変更に係る書類を添付しなければならない。

第5条～第7条(削除)

(石綿廃棄物の処理)

第8条 対象工事から発生する石綿廃棄物の処理については、石綿関連法令によるほか、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会編)及び「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」(建設副産物リサイクル広報推進会議編)によるものとする。

(再資源化の実施)

第9条 対象工事受注者は、分別解体に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化に努めなければならない。

(国等に関する特例)

第9条の2 国の機関又は地方公共団体は、第4条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、横浜市長にその旨を届け出なければならない。なお、このとき第4条及び第4条の2の規定は適用しない。

2 前項による届出は別記様式第3号による届出書を提出して行うこととする。

(指導等)

第10条 横浜市長は、特定建設資材に係る分別解体の適正な実施を確保するために必要な限度において、対象工事の発注者、自主施工者又は対象工事受注者に対し、特定建設資材に係る分別解体の実施の状況に関し必要な指導等を行うことができる。

2 横浜市長は、特定建設資材廃棄物の再資源化の適正な実施を確保するために必要な限度において、対象工事受注者に対し、特定建設資材廃棄物の再資源化の実施の状況に関し必要な指導等を行うことができる。

(立入検査)

第11条 横浜市長は、特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化の

適正な実施を確保するために必要な限度において、その職員に、対象工事の現場に立ち入り、検査させることができる。

- 2 前項により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、資源循環局長が定める。

(附則)

この要綱は、平成17年11月24日から施行する。ただしこの要綱の施行日においてすでに工事着手している場合は除く。

(附則)

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。ただしこの要綱の施行日においてすでに工事着手している場合は除く。

(附則)

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行の際すでに着手している対象工事については適用しない。

- 2 この要綱の施行の際この要綱による改正前の建築物の解体工事に係る指導要綱第4条及び第4条の2の規定による届出は、それぞれこの要綱による改正後の建築物の解体工事に係る指導要綱第4条（発注者が国の機関又地方公共団体の場合は第9条の2）及び第4条の2の規定による届出とみなす。
- 3 この要綱の改正前の建築物の解体工事に係る指導要綱第4条による届出書の記載事項に変更があった場合におけるこの要綱の改正後の建築物の解体工事に係る指導要綱第4条の2の規定による届出書の様式については、なお従前の例による。

(付則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく  
解体工事届出書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

横浜市 長

フリガナ \_\_\_\_\_

発注者又は自主施工者の氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

(転居予定先) 郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の規模

用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別：  請負  自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ \_\_\_\_\_

①氏名 \_\_\_\_\_

(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 号

主任技術者（監理技術者）氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 工事業 )

解体工事業登録の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号

技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 分別解体の計画等

別表1により記載すること。

4. 工程の概要

(工事着手予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

別紙のとおり \_\_\_\_\_ (工事完了予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

2 届出書には、対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_



変更箇所

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく  
解体工事【変更】届出書

\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

横浜市長

刃がナ \_\_\_\_\_

発注者又は自主施工者の氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(転居予定先) 郵便番号 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第4条の2の規定により、  
下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の規模

用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積の合計 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

④請負・自主施工の別： 請負  自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

刃がナ \_\_\_\_\_

①氏名 \_\_\_\_\_  
(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 \_\_\_\_\_) 電話番号 \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号（登録番号）

建設業の場合 建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 号  
主任技術者(監理技術者)氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 工事業)

解体工事業登録の場合 解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号  
技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 分別解体の計画等  
別表2により記載すること。

4. 工程の概要 (工事着手予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日  
別紙のとおり (工事完了予定日) \_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

(注意)

- 1  欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。
- 2 届出書に添付した対象建設工事に係る建築物の設計図又は現状を示す明瞭な写真に変更がある場合には、新たな設計図又は写真を添付すること。

※受付番号 \_\_\_\_\_



(様式第3号)

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づく  
解体工事届出書（公共工事用）

年 月 日

横浜市長

(工事発注者) 発注者職氏名 : \_\_\_\_\_  
住 所 : \_\_\_\_\_

横浜市「建築物の解体工事に係る指導要綱」第9条の2の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

連絡先	所属名				
	フリガナ				
	担当者職氏名				
	電話番号		内線		
工事の内容	工事の名称				
	工事の場所				
	工事の規模	建築物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積の合計 _____ m <sup>2</sup>			
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日 工事着手予定日 : 年 月 日			
請負者	会社名		フリガナ		
	所在地	〒	現場代理人氏名		
	電話番号		内線	F A X	



横浜市 資源循環局  
事業系廃棄物対策課 管理係

令和6年5月改訂

〒231-0005  
横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 市庁舎 23 階  
TEL 045-671-3446